

地方創生推進交付金を活用した「就労支援プログラム事業」業務委託に関する
優先交渉権者選定にかかる企画提案募集要項

豊中市では、地方創生推進交付金を活用し、就業経験の少ない若者、ひとり親家庭の親、障害者等働く意欲や希望はありながら、様々な就労阻害要因を有するために、一般的な就職活動だけでは就職が実現しない求職者を対象に、就労支援プログラムを実施します。

つきましては、その受託者の選定にあたり、下記のとおり企画提案募集を実施します。

記

1. 業務概要

(1) 事業の目的・趣旨

本市では地方創生推進交付金を活用し、支援対象者別に「就労支援プログラム事業」を実施します。支援にあたっては対象者の特性をふまえた上で、就労に向けた意欲喚起を行いながら、座学、グループワーク、実習のほか、職業理解の講座や職業体験等を行います。

対象者には、1人では就職活動が継続できない頑張りきれない人が少なからず存在する事から、同じような状況にある求職者にプログラムを実施し、グループダイナミクスによるエンパワーメント、モチベーションの継続、相互の学びあいにより相乗効果を図ります。

2. 募集対象業務

(1) コース

事業番号	就労支援対象者・KPI	予算上限額 (税別)
1	常用雇用をめざすシングルマザー <KPI>5人以上の受入れ 対象者の6割以上の就職	2,000,000円
2	1年以内の就職を希望する女性 <KPI>20人以上の受入れ 対象者の7割以上の就職	2,000,000円
3	常用雇用をめざす就業経験の少ない若年求職者 <KPI>15人以上の受入れ 対象者の5割以上の就職	2,000,000円
4	メンタル面の不安を抱えながら再就職を希望する求職者 <KPI>10人以上の受入れ 対象者の5割以上の就職	2,000,000円

※予算上限額には、消費税及び地方消費税は含まない

(2) プログラム内容（全コース共通）

○意欲喚起、職業適性や配慮事項の見極め

・グループワーク、職業適性検査、職業理解、キャリアの棚卸等

○基礎的なビジネススキルを習得するための講座（例）

・パソコン、ネットワーク講座、ビジネスマナー、コミュニケーションスキル等
○就職活動に向けた基礎講座（例）

・労働法規の基礎、求人票の見方、履歴書の書き方、面接対策等
○本人の適性、希望を踏まえた職業体験（コース「2」は除く）

職業体験先は受託事業者にて確保すること

※プログラム参加者は市の広報等を活用しながら、受託者自らで募集すること

（3）就労支援

定期的を受講生に対しキャリアコンサルティングを行い、就職活動の支援を行う。

また、受講生は豊中しごとセンターの利用申し込みを行うものとし、豊中しごとセンターの機能を活用し支援を実施すること

（4）実施場所 豊中しごとセンター・セミナー室（豊中市庄内東町2-1-4）ほか

※豊中市しごとセンター以外での履行（除く、職業体験）を希望する場合は、企画提案時に履行場所の提案を行うものとする。但し、その場合でも原則最低1回以上、豊中しごとセンターを使用するものとする。

※豊中しごとセンター・セミナー室の見学を希望する場合は、事前に電話にて申し込むものとする。研修等で使用中の場合の見学は不可。

<豊中市しごとセンター連絡先> 06-6398-7463

（5）委託期間

契約締結日から**令和4年(2022年)2月28日まで**

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすもの。なお、企画提案書の提出後においても、要件を満たさなくなった場合、応募者の参加を認めません。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）令和3年度豊中市指名競争入札参加資格を有すること。
- （3）本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- （4）本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- （5）会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であ

ること。

- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 法人企業、その他法人及び法人以外の団体等であって、業務を的確に遂行するに足る能力を有するもの（宗教、政治活動を主たる目的とするものを除く）とする。

4. 日 程

- (1) 募集要項等の公表 令和3年（2021年）6月23日（水）
- (2) 質問事項の締切 令和3年（2021年）6月30日（水）17時15分必着
※質問はメールで受け付け、回答は市のホームページに掲載し、個別に行いません。
- (3) 質問事項への回答 令和3年（2021年）7月5日（月）
- (4) 応募書類提出期限 令和3年（2021年）7月12日（月）15時00分必着
- (5) 審査委員会（書類審査） 令和3年（2021年）7月16日（金）までに実施
- (6) 審査委員会（プレゼンテーション） 令和3年（2021年）7月20日（火）午後
※当日の時間、場所等は第一次審査終了後、その可否とともに通知します。
※応募事業者多数の場合は予備日7月26日（月）午後以外の日程を設定する場合があります。
※応募事業者が1者の場合、プレゼンテーション審査は省略させていただきます。
- (7) 結果通知予定日 令和3年（2021年）7月下旬
- (8) 委託契約締結・結果公表 令和3年（2021年）8月上旬（予定）

5. 応募手続き等

(1) 提出書類の種類

No.	様式名	様式
①	プロポーザル参加表明書	様式1
②	業務提案書 ※講座等の内容を詳細に記載してください。 ※本業務を実施するうえでの課題やその解決に向けた提案、本事業目的を達成するうえで仕様書にない提案等があれば記載してください。 ※予定している実習先(予定含む)についても記載してください。 ※指定場所以外で実施する場合は、実施場所の詳細が分かる資料を添付してください。	任意様式
③	本業務の見積書(税別で記載すること)	様式2
④	本業務の見積の内訳書 ※人件費、経費など見積書金額の積算根拠を明示した内訳書	任意様式
⑤	業務実施体制 ・実施(運営)責任者、担当者を明記した本事業の実施体制図を提示してください。 ・各担当者の役割、名前、就労支援に関連する資格・経験・実績(担当業務、支援人数等)を明記してください。 ・外部の専門家を活用する場合は、想定している専門家名及び資格・実績を明記してください。	任意様式
⑥	団体の概要書(企業概要など)	任意様式
⑦	関連業務等実績調書	様式3
⑧	入札参加停止措置等状況調書	様式4

※ 本事業の対象経費は、人件費及び実習に必要な諸経費(報償費、印刷製本費、光熱水費、会議費、広告料、手数料、委託料、使用料及び賃借料、事務用品費、消耗品費等。備品購入費は不可。)とします。但し、支援対象者への個人給付となる経費は認められません。

※ 当該事業以外の用途(他の補助事業や自主事業等)にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。当該事業のみで使用することが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、経費の対象外とします。

(2) 提出部数

※ 正本1部、副本5部とします。

(3) 提出期限

令和3年(2021年)7月12日(月) 15:00必着

※提出書類の分割提出は認めません。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(4) 提出方法

持参(土日及び時間外は受け付けない)、郵送・宅配便のいずれかとします。

※郵送・宅配便により提出する場合は、事務局に対し、提出書類の到達について確認してください。

(5) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

提出書類の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とします。

6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成される審査会を設置し、書類及びプレゼンテーション審査を行います。ただし、各事業応募が1者の場合、書類審査のみにより候補者を決定します。

なお、書類審査は、項目毎に各委員の平均点を得点とします。

また、各事業4者以上の応募があった場合には、応募書類にて第1次審査(書類審査)を行い、上位3者を対象に第2次審査(プレゼンテーション)を実施します。応募者が2者または3者の場合は、書類審査は行わず、第2次審査から実施します。

プレゼンテーション審査の採点は委員会の合議により行い、評価点数が最も高い事業者を優先交渉権者とします。ただし、審査の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者としません。また、得点と同じ場合は、審査委員会として最終合議のうえ決定します。

※書類審査のみの実施の場合も提案書に不明な点がある場合は、事務局にてヒアリングを行う場合があります。

<第2次審査(プレゼンテーション)について>

①日時：令和3年(2021年)7月20日(火)午後 予備日 7月26日(月)午後

※日時・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

※応募者が1者の場合、省略します。

②発表時間：15分(提案者のプレゼンテーションの後、質疑・応答とします。)

③発表資料：事前提出した書類にて発表してください。但し、事前提出資料の具体的な例示を行うための画像や図表、チラシなどをパワーポイント等にて提示することは可とします。

④機材等：パワーポイント等を使用する場合に必要な機材はすべて提案者で用意することとします。本市は、プロジェクター、スクリーンと電源のみ用意します。

⑤プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とし、出席者は3名以内とします。

(2) 評価項目

項目	配点	備考
提案内容	45点	本業務に取り組む際の基本姿勢について
		本業務の企画、実施に関する提案内容及びその実現性について
		その他(実施上の課題及び課題を解決する提案等上記以外で貴社が提案したい事項)
実績	15点	類似事業及び関連事業の実績 障害者、女性、高齢者等の就労困難者等の支援・採用実績 等
実施体制	15点	実施体制、担当者及び外部専門家の資格、経験、実績等
見積金額	25点	事業経費(費目ごとに積算根拠が適切に算出されているか)

※公募開始日から過去3年以内に処分歴などがある場合は、内容に応じて減点する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和3年(2021年)7月下旬にメール又は電話にて通知します。

なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託を約するものではありません。

(4) 最終審査結果の公表

最終審査結果は令和3年7月下旬(予定)に市のホームページにて公表します。公表内容は以下のとおりです。

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者(事業者名・所在地・代表者・提案金額)
- ④ 公募及び審査経過(公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成)
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他(受託候補者と最高評価点者受託候補者が異なる場合は、その理由)

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ・本案件期間中に、「上記3」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき
- ・プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・一つのコースに一団体に複数の提案をしたとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

8. 契約について

① 契約内容及び仕様等については、採択された提案をもとに、優秀提案事業者の相手方と本市で詳細を協議するものとし、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがあります。

なお、優秀提案事業者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。

② 本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこととします。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合は除きます。）

9. 留意事項

- ① 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とします。
- ② 審査委員会の構成委員、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ③ 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- ④ 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- ⑤ 応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で通知してください。なお、取り下げによる不利益な取り扱いは行いません。
- ⑥ 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けません。

10. 事務局（問い合わせ先）

〒560-0022 豊中市北桜塚2-2-1（生活情報センターくらしかん）

豊中市市民協働部くらし支援課 担当：近藤、佐々木、出口

TEL 06-6858-6863 FAX 06-6858-5095

E-mail roukai@city.toyonaka.osaka.jp